

# 令和4年度 日高川町育英奨学生募集要項

日高川町では、「日高川町育英奨学金貸与規則」により、経済的理由により高等学校等の修学が困難な者に対して、就学の途を開くことにより、有用な人材育成に資することを目的に奨学金を無利子貸与します。

## 1. 出願資格

- (1) 経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者
- (2) 貸与を受けようとする者又はその親族が、日高川町に3年以上住所を有していること
- (3) 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程、専門課程）、短期大学又は大学（大学院を除く。）に入学予定若しくは在学中の者

(注) 学資の支弁が困難と認められる者とは、本人と生計を同じくする父母又は生計中心者の総所得金額が下記に定める所得基準額以下の世帯です。

◇所得基準額

単位：円

	3人世帯	4人世帯	5人世帯
総所得金額	2,700,000	3,000,000	3,300,000
給与等収入額（参考）	4,050,000	4,425,000	4,800,000

\*上記、給与等収入額（参考）はあくまで目安です。

(注) 専修学校については、修業年限2年以上に限ります。

## 2. 貸与額

- (1) 高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程） 月額 15,000円
- (2) 大学・短期大学・専修学校（専門課程） 月額 20,000円

## 3. 提出書類

- (1) 日高川町育英奨学生願書（様式第1号）
- (2) 父母又は生計中心者の所得証明書
- (3) 世帯全員の住民票  
(提出された書類は一切返却しません)

\*願書については教育委員会教育課に備えています。また、日高川町教育委員会ホームページにも掲載しています。

## 4. 出願期間

・令和4年10月3日（月）～令和4年10月31日（月）

## 5. 提出先

〒649-1323 日高川町小熊2416

日高川町教育委員会 教育課

(提出は郵送も可としますが、10月31日必着)

## 6. 貸与決定

選考委員会に諮り決定します。選考結果については出願者全員に通知します。

## 7. 貸与人数

若干名とします。

## 8. 決定後の提出書類

日高川町育英奨学生として決定通知が届いた時は、指定された期日までに下記の書類を提出して下さい。

- ①誓約書（様式第2号）
- ②借用証書（様式第3号）
- ③奨学金返還明細書（様式第4号）

（注）指定された期日までに提出がないときは、貸与の取り消しとなる場合があります（特別な事情がある場合は、連絡して下さい。）

（注）入学された学校の在学証明書を4月末までに提出ください。在学証明書の確認ができ次第、奨学金の振り込み処理を致します。

## 9. 奨学金の振込

奨学金の振り込みは、年3回に分けて、4ヶ月分を最初の月に本人指定の口座に振り込みます。但し、奨学生決定後の第1回振込（4月分～7月分）については、7月末までに振り込みます。

- |       |                |
|-------|----------------|
| 第1回振込 | 4月中（4月分～7月分）   |
| 第2回振込 | 8月中（8月分～11月分）  |
| 第3回振込 | 12月中（12月分～3月分） |

## 10. 異動の届出

奨学金貸与期間中に下記の異動があったときは、速やかに指定の用紙で届出して下さい。

- （1）卒業、休学、転学、退学、停学、留年、奨学金辞退、その他（様式第5号）
- （2）本人又は連帯保証人の住所及び氏名変更、連帯保証人の変更（様式第6号）
- （3）奨学生が死亡した場合（様式第7号）

## 11. 奨学金の返還

奨学生が卒業又はその他の理由で、奨学金の貸与を終了等したときは、卒業等の月から1年経過後、9年以内に年均等返還しなければなりません。

返還方法を、一括返還又は月均等返還などに変更する場合は、下記の書類を提出して承認を受けて下さい。

\*日高川町育英奨学金返還方法変更願（様式第8号）

## 12. 奨学金の返還猶予及び免除

日高川町育英奨学生又は奨学生であった者が、奨学金の返還完了前に死亡又は特別の事由で返還の義務を履行できないときは、返還の猶予又は免除の措置がありますので、下記書類を提出して承認を受けて下さい。

\*日高川町育英奨学金返還免除願（様式第9号）

\*日高川町育英奨学金返還猶予願（様式第10号）

（お問合せ）日高川町教育委員会 教育課内（TEL）22-8816